

「おかやま森づくり県民税」の概要

(森林保全を目的とする県民税均等割超過課税)

項目	内容																		
趣旨	<p>水源の涵養^{かん}や県土の保全、地球温暖化の防止など、すべての県民が享受している森林が有する公益的機能の重要性に鑑み、県民の理解と協力の下に、森林の保全に関する施策の一層の推進を図る必要があることから、当該施策に要する経費の財源を確保するため、県民税の均等割に超過税率を適用することとし、当該超過相当分の税込により、森林保全事業を推進する。</p> <p>【税の趣旨・目的を明らかにするために特例条例とした】</p>																		
納税義務者	個人	<p>県内に住所等を有する者 (R3年度：約94万人)</p> <p>〔非課税対象者：生活保護法による生活扶助受給者、前年所得が一定額に満たない未成年者や高齢者等〕</p>																	
	法人	<p>県内に事務所等を有する法人等 (R3年度：約4.6万社)</p> <p>【負担者は県民税均等割の納税義務者と同一】</p>																	
税率	個人	<p>令和元年度から令和5年度までの個人の県民税の均等割の税率を、県税条例で定める額(年額1,500円)に500円を加算した額とする。</p>																	
	法人	<p>平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する事業年度分の法人の県民税の均等割の税率を、県税条例で定める額に当該額の5%相当額を加算した額とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額の区分</th> <th>現行の均等割額</th> <th>加算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>年額 800,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>年額 540,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>年額 130,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>年額 50,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td>年額 20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【加算税率分が森林保全のための財源となる】</p>	資本等の金額の区分	現行の均等割額	加算額	50億円超	年額 800,000円	40,000円	10億円超～50億円以下	年額 540,000円	27,000円	1億円超～10億円以下	年額 130,000円	6,500円	1千万円超～1億円以下	年額 50,000円	2,500円	1千万円以下	年額 20,000円
資本等の金額の区分	現行の均等割額	加算額																	
50億円超	年額 800,000円	40,000円																	
10億円超～50億円以下	年額 540,000円	27,000円																	
1億円超～10億円以下	年額 130,000円	6,500円																	
1千万円超～1億円以下	年額 50,000円	2,500円																	
1千万円以下	年額 20,000円	1,000円																	
徴収方法	個人	<ul style="list-style-type: none"> 給与所得者：雇用主が給与から特別徴収して市町村に納入 給与所得者以外：市町村が納税通知書により普通徴収 																	
	法人	<p>県に対して申告納付</p>																	
使途	<p>加算した額に係る実収納額に相当する額を「おかやま森づくり県民基金」に積み立てる。</p> <p>【基金は森林保全施策の財源とする場合に限り取り崩し可能】</p> <ol style="list-style-type: none"> 水源の涵養、県土保全などの森林の持つ公益的機能を高める森づくり 森林整備を推進するための担い手の確保・育成と木材の利用促進 森林・林業に関する各種情報の提供と森づくり活動の推進 																		
税込規模	<p>16年度 約3.5億円、 17年度 約4.7億円、 18年度 約5.4億円 19年度 約5.6億円、 20年度 約5.6億円、 21年度 約5.6億円 22年度 約5.5億円、 23年度 約5.6億円、 24年度 約5.6億円 25年度 約5.6億円、 26年度 約5.7億円、 27年度 約5.7億円 28年度 約5.8億円、 29年度 約5.8億円、 30年度 約5.8億円 R元年度 約5.9億円、 R2年度 約5.9億円、 R3年度 約5.9億円 R4年度 約5.9億円、 R5年度 約5.9億円</p>																		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 実施期間は5年間とし、税導入効果を検証して見直しを検討する。 H16年4月導入。H21年4月、H26年4月及びH31年4月から各5年間延長。 税込で実施した事業の成果を毎年分かりやすく公表する。 																		

※1 地方税法の改正等により変更になる場合がある。

※2 税込規模は、H16～R3年度は決算額、R4、R5年度は総務部税務課による見込額